

名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パーク利用に関する契約書

湖北地域勤労者互助会（以下「甲」という。）と名古屋アンパンマンミュージアム&パーク有限責任事業組合（以下「乙」という。）とは、甲の会員及びその家族（以下「利用者」という。）が、乙の経営する名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パークを利用するに関し、下記の通り契約を締結する。

（契約期間）

第1条 契約期間は、2023年4月1日から2024年3月31日とする。（但し、2023年6月26日から6月30日、2024年1月9日から1月11日、1月22日から1月26日までのメンテナンス休業日を除く。）

（利用方法）

第2条 乙は甲に対してクーポンコード（この製作と費用は乙の負担とする。）を発行する。

- 甲の利用者はスマートフォンから日付指定 WEB チケットを事前購入する際に、クーポンコードを使用して、クレジットカード等で決済する。利用者はスマートフォンに届いた電子チケットで入場する。
- クーポンコードの利用は1つ1名1回限りとする。

（転売や譲渡の禁止）

第3条 利用者は甲の会員及びその家族に限るものとし、インターネットや金券ショップを含めた転売や譲渡を禁ずる。

（利用料金）

第4条 第2条に関わる名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パークの入場料金は1歳以上2,000円（税込）とする。尚、甲の負担金はクーポンコード1つ当たり500円（税込）とする。

（精算）

第5条 乙は利用者がクレジットカード等で決済した段階で1,500円（税込）を受け取り、入場料金との差額500円（税込）を甲に請求するものとする。請求方法は3か月ごとの購入者集計データを請求書に添付して提出するものとする。尚、乙は請求月15日までに請求書を甲に提出し、甲は請求書を受理した月末に乙の指定する金融機関に請求額を払い込むものとする。また、振込手数料は、甲が負担するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、次の各号における事項について相互に保証する。

- 自社及び自社の取締役、監査役、従業員その他自社と雇用契約を締結しているすべての者

名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パーク利用に関する契約書

が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は、これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

- 反社会的勢力に対する、直接、間接を問わず且つ、名目の如何を問わず、資本・資金の導入、また構築提供を行っておらず、今後行う予定がないこと。
- 反社会的勢力が、直接、間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。
- 甲及び乙は、相手方が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、一方的な意思表示により本契約を解除することができる。
- 前項により本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。ただし、解除の意思表示を受けた当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対し、何らの請求をしない。

（個人情報の保護）

- 第7条 乙は本契約に基づき、知り得た利用者の情報等を個人情報として保持するものとする。
- 乙は本契約終了後も利用者の情報等を第三者に開示または漏洩、使用しないものとする。
 - 利用者の情報等の取扱いに関し、問題が生じた場合は甲乙協議の上、決定する。

（協議事項）

第8条 この契約書に定めのない事項及び期間中に料金改定があった場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

上記、契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

2023年 月 日

甲

乙 三重県桑名市長島町浦安108-4
名古屋アンパンマンミュージアム&パーク有限責任事業組合
中京テレビ放送
館長 井上勝也